

「第1回 居住支援機能あり方検討会 開催」

ことから、厚生労働、国土交通、法務の3省は3日、要配慮者の円滑な住まい確保や、住宅政策と福祉政策が一体となった居住支援機能



山本(香)氏

単身高齢世帯などの増加により、今後、住宅の確保に配慮を要する人(住宅確保要配慮者)への支援が一層重要になると見込まれる

単身高齢者など 入居後含めた支援検討

安心の住まいを確保

能などのあり方に関する検討会の第1回会合を開いた。公明党が推進した。検討会には有識者や関係者らで構成。会合では、検討の方向性として①要配慮者のニーズに対応した住宅を確保しやすくする方策②円滑に入居でき、かつ適切な支援につなげるための方策③入居後の生活支援まで含めた居住支援機能のあり方④大家などが安心して貸せる環境整備のあり方――の4点を確認した。今年秋こ

ろに中間取りまとめを行う方針も提示された。厚労、国交、法務の3省はこれまで、生活困窮者や高齢者、障がい者、子育て家庭、刑務所出所者などで生活や住宅に配慮を要する人への支援について情報共有や協議を行うため、2020年に連絡協議会を設置。22年には、住まい支援における課題の把握に関するワーキンググループを同協議会の下に設置し、意見交換を重ねてきた。

厚労、国交、法務省が初会合

公明、開催を後押し 公明党は、「住まいは社会保障の基盤」だとして一貫して対策を推進。20年1月の参院予算委員会では山本香苗氏の質問を受け、赤羽一嘉国交相(当時、公明党)が連絡協議会の開催を表明した。今年3月の同委員会では、山本氏が居住支援制度の構築に向けた法改正を訴え、斉藤鉄夫国交相(公明党)が「住宅セーフティネット(安全網)機能のあり方について検討を進めると答弁。加藤勝信厚労相も、国交省の住宅政策と連携して必要な見直しを検討する考えを示していた。

「省庁横断で初会合 今秋めどに中間報告」

単身高齢者らの居住支援、省庁横断で初会合 今秋めどに中間報告

7/3(月) 18:56 配信 6



国会議事堂(手前)と周辺=東京都千代田区で、本社へリから佐々木順一撮影

1人暮らしの高齢者ら住宅を借りるのが難しい人の増加を見込み、国は3日、住居確保や入居後のサポート策の拡充を議論する関係3省横断の検討会を設置し、初会合を開いた。大家側が貸しやすい環境の整備を含め、3省の施策を一体化した支援のあり方を考える。

【写真】踏切で身動き取れない高齢女性を救助

検討会が支援の対象とする「住宅確保要配慮者」は、生活困窮者▽高齢者▽障害者▽ひとり親世帯▽刑務所出所者――など、住まいの確保に配慮が必要な人。福祉制度を担う厚生労働省、住宅施策を扱う国土交通省、刑務所出所者の更生などに当たる法務省の3省が事務局となり、社会保障の識者、福祉や不動産の関連団体、自治体の関係者らが委員を務める。

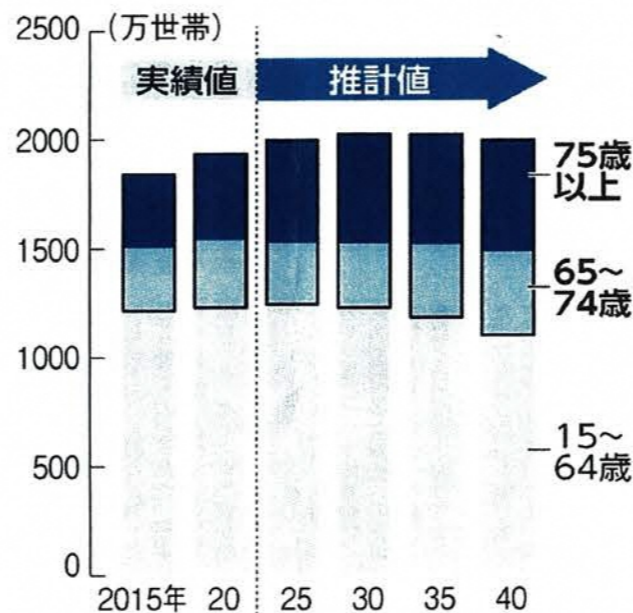
この日の会合では、空き住宅を活用する「住宅セーフティネット制度」や、就職活動を支えるため家賃相当額を一定期間支給する「住宅確保給付金」など、3省が施策の実施状況を説明。委員からは「省庁間の縦割りを解消できていない」との指摘や「従来は家族や地域が担ってきた(見守りなどの)機能を果たすことが、居住支援の一丁目一番地ではないか」という意見が出された。

また「住宅確保要配慮者」として明示されていない外国人についても、住居確保が困難な状況が委員から報告された。

検討会は今秋をめどに中間報告をまとめる方針。【宇多川はるか】

高齢単身世帯は 今後増えると見込まれる

年代別単身世帯数の推移。国立社会保障・人口問題研究所の「日本の世帯数の将来推計」(2018年推計)から



「住宅・福祉一体の支援検討」

住宅確保要配慮者への住宅・福祉一体の支援検討へ - 3省合同の検討会設置し7月3日に初会合

6/28(水) 18:50 配信 1



厚生労働省は27日、同省と国土交通省、法務省の3省合同の検討会を設置し、住宅確保要配慮者(高齢者、障害者など)の円滑な住まいの確保や、住宅政策と福祉政策が一体となった居住支援機能などのあり方を検討すると発表した。7月3日に初会合を開く予定。

【新井哉】

住宅確保要配慮者を巡っては、今後の単身高齢世帯などの増加により、居住ニーズが高まることを見込まれている。例えば、高齢者については、都道府県が指定する居住支援法人が、民間の賃貸住宅に住む高齢者らを対象とした生活支援として、見守りや安否確認などを実施しており、高齢者の福祉政策を担う厚労省と住宅政策を担う国交省が連携して政策を立案していくことなどが求められている。

合同検討会の委員には、福祉や不動産、更生保護、自治体などの関係者が名を連ねており、単身高齢世帯の支援などについて横断的に議論する見通しだ。

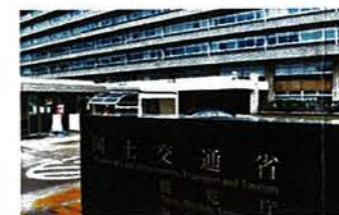
「居住支援機能あり方検討会 設置」

住宅借りづらい人、国が支援へ 入居後サポートで家主が貸しやすく

6/27(火) 5:00 配信 1005



高齢者や障害者、ひとり親など、様々な事情から住宅を借りるのが難しい人が安心して暮らせるよう、国が支援を拡充する検討に入った。入居後も生活のサポートを受けられるようにすることで、家主側も住宅を貸しやすくなる。近く国土交通、厚生労働、法務省合同で検討会を設置する。



国土交通省=東京・霞が関

【写真】「高齢者に貸す家はない」不動産屋で門前払いされた男性のもやもや

対象となるのは、高齢者や生活困窮者、障害者、ひとり親、刑務所出所者などの「住宅確保要配慮者」。賃貸住宅を借りたくても家主から敬遠されるなどして入居が難しく、さらに入居後もサポートが必要な人が想定されている。

検討会では、入居後も支援を受けながら暮らせる仕組みづくりをめざす。見守りをするなどで孤独死を防いだり、家計管理を手伝うことで家賃を滞納しないようにしたりといった支援が想定され、担い手の確保が課題になりそうだ。

社会 保障

早稲田大学法学学術院

菊池 馨実 教授に聞く

地域共生社会実現の契機に

「住まい」を巡る問題をどう見るか。住まいの確保が難しい人は、貧困や病気、家族の問題といった課題を複

合的に抱えていることが多い。住まいの問題だけに直視している人は、まさに「住まい」を巡る問題と捉えている。住まいの問題だけに直視している人は、まさに「住まい」を巡る問題と捉えている。住まいの問題だけに直視している人は、まさに「住まい」を巡る問題と捉えている。

「全世代型」報告書で強調 施策の本格展開に期待

「全世代型」報告書で強調 施策の本格展開に期待。具体的にとつて、人や社会とのつながりを結び直していく、という視点があり、見守りや相談支援が中核となる。高齢や障がい、困窮、ひとり親といった属性ごとにカバーするのはなく、制度の緩和を排した多機関による包括的な支援体制が求められる。福祉には「地域福祉」と呼ばれる分野がある。地域のさまざまな資源を活用しながら住民が支え合う考え方で、今後日本

た。新しい社会保障の形を提起したとも言え、各種施策の本格的な展開に期待したい。——社会保障そのものに対する国民の認識も問われるのではないかと。自分や家族にとって損か得かを基準に考える風潮が強まっている。支え合いや連帯という、社会保障を形作る理念が失われかねない。危機感を感じ、今後の制度改革を通じて、そうした理念をいかに社会に広く浸透していくかがカギとなる。

「住まい」は社会保障の柱

社会保障の柱に「住まい」を加え、支援を強化すべきだとの声が近年、高まっている。昨年12月に公表された政府の有識者会議報告書は、社会保障の一環として住まいを確保する必要性について初めて言及し注目を集めた。公明党も2040年の社会保障のあり

方を巡って、その基盤として住まい政策を重視している。そこで、住まいを巡る議論の背景や意義、今後の課題などについて、神奈川県座間市の先進事例などを通じて探るとともに、早稲田大学法学学術院の菊池馨実教授に話を聞いた。

Table with 4 columns: 市場環境整備・市場誘導, 住宅供給, 福祉施設などの供給, 現金給付. It details various housing policies like public housing, rental subsidies, and financial support for housing.

日本の社会保障の柱といえ、①年金②医療③介護④障がい者福祉⑤生活保護⑥子育て支援... 一方、欧州各国を見渡すと「住まい」という、もう一つの柱があり、家賃手当といった経済的な支援が当たり前のようになされている。日本にも公的支援はある【表参照】。経済的な支援は、生活保護の一部である「住宅扶助」と、離職などに伴う収入減で住居を失う恐れがある困窮者向けの「住居確保給付金」だ。しかし、住宅扶助は厳格な

収入の不安定化や低年金 家失うリスクに支援手薄

収入の不安定化や低年金 家失うリスクに支援手薄。資力調査があり、住居確保給付金の支給期間は最長9カ月で、セーフティネット（安全網）として十分とは言えない。支援が手薄な背景には、戦後の住宅政策の影響があるとされる。厚生省（現・厚生労働省）から、戦後すぐに発足した建設省（現・国土交通省）に住宅政策の所管が移り、国の経済成長と直結する形で持ち家取得を促し、多くの国民がその恩恵を受けてきた。日本の住宅政策に詳しい国立保健医療科学院の阪東眞智子・

市部は借家中心だったが、戦後は住宅取得が国民の目標の一つとなった」と指摘する。一方、公営住宅は当初、幅広い層を対象に整備された。その後、入居者の収入などに応じた家賃制が導入され、福祉住宅的な性格を徐々に強めるようになったが、国内の借家総数に占める公営住宅の割合は1割にとどまる。民間賃貸住宅は、世帯規模に見合う広さの住宅が少ない上、最低居住水準を満たさなかったり、入居者を限定していたりするケースも多い。

阪東氏は「日本の借家は質屋共にならず。住まいを保障するインフラとして位置付けるには心もとない」と懸念を示している。こうした中、政府の有識者会議「全世代型社会保障構築会議」では昨年、住まいの保障に関する議論が活発に交わされ、12月に取りまとめられた報告書には、住まい政策が「社会保障の重要な課題」として初めて明記された。日本の社会保障改革の重要な転機になると、多くの専門家が期待を寄せている。

神奈川・座間市の先進事例 困窮者の自立に官民挙げて 住居確保から生活再建。神奈川県座間市では、住まいの確保に向けた独自の支援が行われている。県外在住だった男性Aさんも支援を受けた一人。Aさんは2020年冬、仕事や生活での行き詰まりから経済的・精神的な苦境に陥っていた。「いずれはホームレスになる



「体調はどうですか。生活で困っていることはないですか」と、相談室に寄り添った支援が行われている。座間市は15年から「断らない相談支援」を掲げ、地域を挙げて生活困窮者支援に取り組む。5人の相談支援員が市民らの困り事に寄り添い、必要に応じて関係団体と連携して住居支援も実施している。市によると新規相談件数は、15・21年度で約4000件。「住居確保を含む、生活全般にわたる包括的な支援を行っている自治体は少なく先進的」（厚労省担当官）と全国の注目を集めている。市地域福祉課自立サポート係の武藤清哉係長は、「生活再建の第一歩は住まいの確保。国の支援制度が少ない中、地域の資源を活用して支援を進めている」と話している。

部屋借りづらい人の支援、国が議論 家主の「拒否感」どう取り除く？

7/4(火) 7:00 配信 755 朝日新聞 DIGITAL

高齢者や障害者、ひとり親など様々な事情から住宅を借りるのが難しい人を支援するための国の検討会が3日、始まった。独り暮らしの高齢者が増えているものの、家主からは入居を断られることが多い。制度からこぼれ落ちてきた課題で、法改正を視野に秋までに具体的な対策を取りまとめる。（三輪さち子、関根慎一）

【グラフ】60代、仕事あっても入居拒否 貸し渋り深刻化「10年後は悲惨」

「高齢者や障害者に対し、7割の大家さんが拒否感を持っている。近隣の入居者との協調性や家賃不払いの不安が主な理由。それが解消されれば入居につながる」

厚生労働、国土交通、法務各省が合同で開いた検討会で、国交省の担当者が現状を説明した。

支援の対象としているのは、高齢者、障害者、ひとり親、生活困窮者、刑務所出所者など「住宅確保要配慮者」。自立した生活をしようとしても、家主や不動産会社から敬遠され、民間の住宅を借りづらい人たちが。

いまま住宅セーフティネット制度や困窮者の支援制度はある。しかし、入居後に孤独死したり、物を部屋に残したまま退去したり、あるいは家賃を滞納するのではないかとといった家主側の拒否感から、入居はあまり進んでいないのが実態だ。

入居を支援する「居住支援法人」には都道府県から補助金が出るものの、入居後の相談や見守りといった支援まで手が回っていない。全国に668法人あるが、この日の検討会でも「赤字」だといった声が相次いだ。

公営住宅は減少傾向にあり、今後も大幅に増えることは見込めない。

一方で、一人暮らしの若い世帯は減っており、民間の空き家や空き部屋の増加が予想されている。

検討会では、住宅確保策や、入居した後の支援策のほか、家主が安心して貸せる環境づくりが議論の柱となる。賃貸住宅経営者でもある委員からは、「高齢者に貸して大丈夫か、と思っている人が相当いる。亡くなったことがすぐにわかり、物を撤去してオーナーに返す仕組みさえあればオーナーは安心して任せられる」と語った。